



平成 28 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社 名古屋銀行  
 代表者名 取締役頭取 中 村 昌 弘  
 (コード番号：8522 東証・名証第一部)  
 問合せ先 取締役経営企画部長 伊豫田 至  
 電話 (T E L .052-951-5911)

## 株式併合、単元株式数の変更及び定款一部変更に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、単元株式数の変更及び定款一部変更について決議いたしました。また、同取締役会において、平成28年6月24日開催予定の第98期定時株主総会（以下「本総会」といいます。）に、株式併合及び定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 株式併合

##### (1) 併合の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。当行は、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重して、当行株式の売買単位を100株に変更し対応することとし、一方で、当行株式の投資単位を全国証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）とすることを目的に、株式併合（10株を1株に併合）を実施するものです。

##### (2) 併合の内容

- ①併合する株式の種類 普通株式
- ②併合の方法・比率 平成28年10月1日をもって、平成28年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式10株につき1株の割合で併合いたします。

##### ③併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成28年3月31日現在）	205,054,873株
株式併合により減少する株式数	184,549,386株
株式併合後の発行済株式総数	20,505,487株

(注) 「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

- ④効力発生日における発行可能株式総数 50,000,000株

### (3) 併合により減少する株主数

本株式併合を行った場合、10株未満の株式を所有されている株主様307名（その所有株式数の合計は644株）が株主たる地位を失うこととなります。なお、単元未満株式を所有する株主様は、会社法第192条第1項の定めにより、当行に対して、自己の有する単元未満株式を買い取ることを請求することができます。

平成28年3月31日現在の株主構成の割合

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
全株主	9,096名（100.0%）	205,054,873株（100.0%）
10株未満(1~9株)所有株主	307名（3.4%）	644株（0.0%）
10株以上所有株主	8,789名（96.6%）	205,054,229株（100.0%）

### (4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の定めにより、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

### (5) 新株予約権の権利行使価額の調整

本株式併合に伴い、当行発行の株式の新株予約権の1株当たりの権利行使価額を、平成28年10月1日以降、次のとおり調整いたします。

発行決議日（付与対象者の区分）	調整前権利行使価額	調整後権利行使価額
平成26年7月29日 取締役会決議 （当行の取締役(社外取締役を除く)）	1円	10円
平成27年7月29日 取締役会決議 （当行の取締役(社外取締役を除く)）	1円	10円

### (6) 2020年満期米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の転換価額の調整

本株式併合に伴い、当行が発行した2020年満期米ドル建取得条項付転換社債型新株予約権付社債の転換価額を、平成28年10月1日以降、次のとおり調整いたします。

銘柄	調整前転換価額	調整後転換価額
株式会社名古屋銀行 2020年満期米ドル建取得条項付 転換社債型新株予約権付社債	3.73米ドル	37.30米ドル

### (7) 併合の条件

本総会において、株式併合に係る議案が承認可決されることを条件といたします。

## 2. 単元株式数の変更

### (1) 変更の理由

上記「1. 株式併合（1）併合の目的」に記載のとおり、全国証券取引所による「売買単位の集約に向けた行動計画」への対応として、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

### (2) 変更の内容

平成28年10月1日をもって、当行普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

### (3) 変更の条件

本総会において、株式併合に係る議案が承認可決されることを条件といたします。

### 3. 定款一部変更

#### (1) 変更の理由

①上記「1. 株式併合」および「2. 単元株式数の変更」に伴う規定の変更を行うものであります。上記①の変更の効力は、株式併合の効力発生日をもって発生する旨の附則を設けるものであり、当該株式併合の効力発生日をもって、本附則を削除するものとしたします。

②会社法第427条の改正により、責任限定契約を締結できる役員が拡大されたことに伴い、業務執行を行わない取締役及び監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第27条及び第37条の規定を変更するものです。

なお、定款第 27 条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

#### (2) 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>第5条（発行可能株式総数） 当銀行の発行可能株式総数は、<u>5億株</u>とする。</p> <p>第7条（単元株式数） 当銀行の単元株式数は、<u>1,000株</u>とする。</p> <p>第27条（<u>社外取締役</u>の責任免除） 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第37条（<u>社外監査役</u>の責任免除） 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>第5条（発行可能株式総数） 当銀行の発行可能株式総数は、<u>5千万株</u>とする。</p> <p>第7条（単元株式数） 当銀行の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p> <p>第27条（<u>取締役</u>の責任免除） 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第37条（<u>監査役</u>の責任免除） 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>附則 <u>第1条 第5条及び第7条の規程変更は、平成28年10月1日をもって効力が発生するものとする。なお、本附則は、当該株式併合の効力発生日をもってこれを削除する。</u></p>

(3) 定款一部変更の条件

- ①第5条、第7条の変更、及び附則を設けることにつきましては、本総会において、「株式併合に関する議案」が承認可決されることを条件といたします。
- ②第27条、第37条の変更につきましては、本総会において、「定款一部変更に関する議案」が承認可決されることを条件といたします。

4. 日程

取締役会決議日	平成28年5月11日
定時株主総会決議日	平成28年6月24日（予定）
責任限定契約に係る定款一部変更の効力発生日	平成28年6月24日（予定）
株式併合の効力発生日	平成28年10月1日（予定）
単元株式数変更の効力発生日	平成28年10月1日（予定）
発行可能株式総数変更の効力発生日	平成28年10月1日（予定）
株式併合及び単元株式数の変更に係る定款一部変更の効力発生日	平成28年10月1日（予定）

※上記のとおり、株式併合及び単元株式数変更の効力発生日は平成28年10月1日ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所及び名古屋証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更されるとともに、株価に株式併合の効果が反映される日は平成28年9月28日です。

以 上

## 【ご参考】

### 株式併合及び単元株式数の変更に関するQ&A

#### Q 1. 株式併合、単元株式数変更とはどのようなことですか。

A 1. 株式併合とは、複数の株式をあわせて、それより少ない数の株式とするものです。今回、当行では、10株を1株に併合することを予定しております。また、単元株式数とは、株主総会の議決権の単位となる株式数のことであり、証券取引所で株式の売買単位として用いられている株式数のことです。現在、当行の1単元の株式数は1,000株ですが、これを100株に変更するのが今回の単元株式数の変更です。

#### Q 2. 株式併合、単元株式数変更の目的は何ですか。

A 2. 全国証券取引所では、上場する国内会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しています。これは、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上を目指しているものであり、当行といたしましても、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、対応することとしたものです。また、証券取引所は、投資家にとって望ましい投資単位（1売買単位あたりの価格）を5万円以上50万円未満としており、単に当行株式の単元株式数を100株に変更しますと、現状の株価水準からみて、望ましい投資単位とはならない可能性があることから、併せて10株を1株に株式併合することを予定しております（株式併合実施後の100株は、併合実施前の1000株に相当することから、併合後の理論上の株価は併合前の10倍となりますが、単元株式数は10分の1（1,000株→100株）となりますので、実質的には投資単位の変更はありません。

#### Q 3. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

A 3. 株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様のご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。株式併合後は、株主様のご所有の株式数は、併合前の10分の1となりますが、逆に、1株あたりの純資産額は10倍となるためです。また、株式併合後の株価についても、理論上は、併合前の10倍となります。

**Q 4. 所有株式数と議決権数はどうなりますか。**

A 4. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成 28 年 9 月 30 日最終の株主名簿に記載された株式数に 10 分の 1 を乗じた株式数（1 に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。具体的には、株式併合及び単元株式数変更の効力発生の前後で、ご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式相当分
例①	4,000 株	4 個	400 株	4 個	なし
例②	1,200 株	1 個	120 株	1 個	なし
例③	1,001 株	1 個	100 株	1 個	0.1 株
例④	500 株	0 個	50 株	0 個	なし
例⑤	353 株	0 個	35 株	0 個	0.3 株
例⑥	5 株	0 個	0 株	0 個	0.5 株

株式併合の結果、1 株に満たない端数株式（以下「端数株式」といいます。）が生じた場合（上記の例③、⑤、⑥のような場合）は、すべての端数株式を当行が一括して処分し、その代金を各株主様に対し、端数の割合に応じてお支払いいたします。このお支払金額（端数株式相当分の処分代金）は、平成 28 年 12 月中旬頃にお送りすることを予定しております。なお、株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取り制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または後記（※）の当行の株主名簿管理人にお問い合わせください。効力発生前のご所有株式数が 10 株未満の場合（上記の例⑥のような場合）は、株式併合により、すべてのご所有株式数が端数株式となり、株主としての地位を失うこととなります。

**Q 5. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。**

A 5. 特段のお手続きの必要はございません。なお、上記 Q 4 に記載のとおり、10 株未満の株式については、株式併合により端数株式となるため、これを当行が一括して処分し、その代金を各株主様のご所有する端数の割合に応じてお支払いいたします。なお、株式併合効力発生前のご所有株式数が 10 株未満の株主様は、株主としての地位を失うこととなります。

Q 6. 株式併合後も単元未満株式の買取りをしてもらえますか。

A 6. 株式併合の効力発生前と同様、市場での売買ができない単元未満株式を所有する株主様（上記Q 4の例②、④、⑤のような場合）は、単元未満株式の買取り制度をご利用いただけます。具体的なお手続きは、お取引の証券会社または後記（※）の当行株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q 7. 株式併合により所有株式が減ると、受取ることができる配当金は減りませんか。

A 7. ご所有株式数は10分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあつては、株式併合の割合（10株を1株に併合）を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただく予定です。業績の変動など他の要因を除けば、株式併合を理由にお受け取りになられる配当金の総額が変動することはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては当該端数株式に係る配当は生じません。なお、端数株式につきましてはQ 4に記載のとおり、端数株式処分代金をお支払させていただきます。

Q 8. 今後の具体的なスケジュールを教えてください。

A 8. 次のとおり予定しております。

平成 28 年 6 月 24 日	定時株主総会決議日
平成 28 年 9 月 27 日	現在の単元株式数 1,000 株単位の売買最終日
平成 28 年 9 月 28 日	変更後の単元株式数 100 株単位の売買開始日
平成 28 年 10 月 1 日	株式併合、単元株式数変更及び発行可能株式総数変更の効力発生日
平成 28 年 12 月中旬頃	端数株式の処分代金のお支払い

【株主名簿管理人（お問い合わせ先）】

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

電話 0120-288-324（フリーダイヤル）

受付時間 平日9時～17時（土・日・祝日等を除く）